

知事指定薬物(令和4年3月7日石川県告示第75号)

1 知事指定薬物の名称等

No.	通称名	一般名(告示名)	構造式
1	5F-EDMB-PICA, 5F-EDMB-2201	エチル=2-[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]-3,3-ジメチルブタノアート及びその塩類	
2	Methoxpropamine, MXPr	2-(3-メトキシフェニル)-2-(プロピルアミノ)シクロヘキサン-1-オン及びその塩類	
3	Etonitazepine, N-Pyrrolidino Etonitazene	2-[(4-エトキシフェニル)メチル]-5-ニトロ-1-[2-(ピロリジン-1-イル)エチル]-1H-ベンゾ[d]イミダゾール及びその塩類	
4	α-D2PV, A-D2PV	1,2-ジフェニル-2-(ピロリジン-1-イル)エタン-1-オン及びその塩類	

2 指定の理由

条例第2条第1項第7号に掲げる薬物であって、県の区域内において濫用されるおそれがあり、かつ、幻覚等の作用を有すると認められるものであるため

3 施行期日

令和4年3月8日